

本書の特色

1

公共事業に必要な土地等の取得又は使用に伴う損失補償と、公共事業の施行に伴い発生する事業損失補償のために、必要な用対連基準・同細則等を掲載し、条文ごとに詳細に解説しています。

2

各条文の解説について、関係する学説・判例・裁決例・行政例規等を紹介していますので、解説の根拠も確認できます。

3

補償額の算定要領・算定例についても、わかりやすい図や表をまじえて多数掲げていますので、用地補償実務担当者や補償コンサルタントの方々の実務参考書として役立ちます。

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

■何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。

■追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。

■法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

追録は購入しなければならないの？

◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。

◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただきまでは継続してお届けいたします。

◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。

◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み
追録差し替えのご依頼は

申し込み方法は？ 支払いは？

◇お申し込み方法は以下からお選びください。

●下記フリーダイヤルでお申し込みください。

●弊社ホームページでお申し込みください。
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。

●本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。

●お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。

◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。

◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは
<https://www.daiichihioki.co.jp>

第一法規

検索

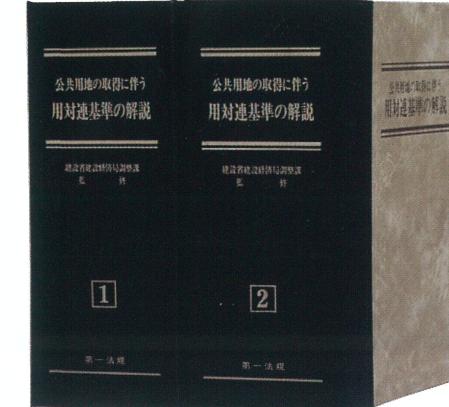
CLICK!

※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

学説、判例、裁決例等を網羅した逐条解説！！

公共用地の取得に伴う 用対連基準の解説

用地補償実務研究会 編集



体裁 B5判・加除式・全2巻
定価 本体 14,600円+税

損失補償に対する理解を一層深め、公共事業の円滑な実施をサポートします！！

《内容構成》【抜粋】

第1巻 一般補償基準編

◎用対連基準・同細則等の改正の概要

第1章 総則（第1～7条）

第2章 土地等の取得に係る補償（第8～23条）

◇土地の取得に係る補償 ◇土地に関する所有権以外の権利の消滅に係る補償 ◇建物、土石砂れき、漁業権等の取得又は消滅に係る補償

第3章 土地等の使用に係る補償（第24～27条）

第4章 土地等の取得又は土地等の使用により通常生ずる損失の補償（第28～59条）

◇移転料 ◇立木補償 ◇営業補償 ◇農業補償 ◇漁業権等の消滅又は制限により通常生ずる損失の補償 ◇残地に関する損失の補償 ◇その他通常生ずる損失の補償

第5章 土地等の取得又は土地等の使用に伴うその他の措置（第60～62条）

第6章 事業認定を受けた起業地に係る補償（第63条、細則第42）

第2巻 事業損失補償基準編

◎事業損失に関する規程一覧

総論

◇概要 ◇事業損失の軽減対策 ◇事業損失補償の事務処理手順

第1章 日照阻害

◇概要 ◇日照阻害の基準・趣旨・解説 ◇日照阻害費用負担額算定期例 ◇日照阻害紛争判例 ◇参考資料

第2章 電波受信障害

◇概要 ◇テレビ電波受信障害の基準・趣旨・解説 ◇受信障害費用負担額算定期例 ◇参考資料

第3章 水枯渇

◇概要 ◇水枯渇等の事務処理要領・趣旨・解説 ◇補償額算定期例

第4章 建物等の損傷

◇概要 ◇建物損傷等の事務処理要領・趣旨・解説 ◇事務処理要領の運用について ◇補償額算定期例 ◇参考資料

第5章 その他

◇概要 ◇事務処理指針について ◇定型化されていない類型の補償額算定期例

資料

○公共用地の取得に伴う損失補償基準 ○同基準細則 ○立体道路制度の創設に伴う土地の立体利用阻害率について ○自動車の保管場所の確保に関する費用の補償取扱要領 ○土地収用法 ○同法施行令 ○同法施行規則 ○公共用地の取得に伴う損失の補償を円滑かつ適正に行なうための措置に関する答申 ○公共用地の取得に伴う損失補償基準要領 など



1 本条は、土地所有者から残地の取得の請求があった場合で、一定の要件に該当する場合は、当該残地を取得することができるることを規定したものである。また、起業者の補償経済上の観点から、起業者は土地所有者に対し残地の取得を申し出ることができることを規定したものである。

2 残地の取得制度は、基準上、生活再建的性格の強い制度又は補償経済上の政策的制度として位置付けられているものである。

3 土地収用法にも残地収用の請求規定がある。収用法第76条は「同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用することによって、残地を從来利用していた目的に供することができる」と規定している。

4 第1項は、土地所有者の生活再建を尊重して、従来利用していた目的に供することができると認められるとき、「その全部の収用を請求することができる。」と規定している。

(1) 従来利用していた目的に供することができると認められるとき
土地の取得に伴い残地の面積が小さくなること等により、残地において従前の生活機能等の復元が不可能となる場合のみならず、生活機能等の復元が著しく困難

(2) 残地を耳
土地の耳
に残地を企
もって移動
ることがで

逐条ごとに詳細に
解説しています。



54条の2 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部の取得に伴い当該土地所有者から残地の取得を請求された場合においては、次の各号のすべてに該当するときは、これを取得することができるものとする。

一 当該残地がその利用価値の著しい減少等のため従来利用していた目的に供することができると認められるとき。

二 当該残地を取得しないことが土地所有者の生活再建上支障となると認められるとき。

2 同一の土地所有者に属する一団の土地の一部の取得に伴い残地について残地工事をする必要が生ずる場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該残地を取得することができるものとする。

一 前2条の規定により算定した補償額の合計額が当該残地を取得する場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるとき。

二 取得する土地に存する建物を残地に移転させるものとして算定した補償額が当該残地を取得する場合の価額及び合計額を超えるとき。

3 前2項の規定は、残地が所有権以外のものは、原則として、適用がないものとする。

4 第1項又は第2項の規定により残地を取得する場合は、事業に必要な土地の例による。

基準から細則まで、
漏れなくチェックが
できます。

【細則】
第36-3 基準第54条の2（残地の取得）は、次により処理する。
1 本条第1項第2号に規定する土地所有者の生活再建上支障となると認められるとき

6981 [用地39]

6981

内容見本
<縮小>

第54条

〔裁決例要旨〕

1 残地収用の請求を認めた例（昭和35年1月21日東京都収用委員会裁決）
「場外土地は、接収による飛行場設置前、本件土地とともに一団の土地として○○特殊鋼がその製鋼工場敷地に利用してきたものであるが、接収のためにこれが不可能となり、その後接収解除となって○○特殊鋼に返還されたという特別の経緯により現在の状態におかれているものであり、もし本件土地の返還があればこれと合せて従前の製鋼工場敷地として利用し得るものであるが、今回この取扱いにより、これが永久に不可能となるのであるから請求にかかる場外土地全部収用すべきものと認めた。」

2 同例（昭和45年4月13日大阪府収用委員会裁決）

〔裁決申請書添付書類及び現地調査の結果によれば〕

1 本件土地及び残地は、西側で府道八尾枚方線に接面し、間口約27メートル、北側奥行約7.5メートル、南側奥行約13.5メートル、面積285.28平方メートルの長方形の一団の土地であること。

2 当該地には、事務所、車庫、上家等の建物（建築ル）が存していること。

3 本件土地の収用により残地は、間口約27メートル、南側奥行約8メートルの細長い形状の土地となが認められる。

以上の事実から、残地が法第76条第1項にいう「従来利用していた利用目的に供することができると認められるとき」に該当することが明らかである。

3

逐条ごとに関係する
学説・判例・裁判例
行政例規等も掲載
しています。

第53条関係

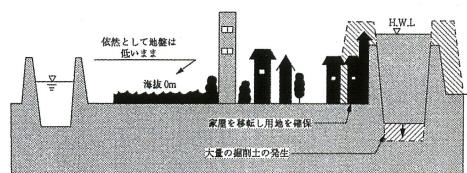
〔残地補償の算定期例〕

1 事例の概要

(1) 事業の概要

一級河川○○川は、○○県のタ立山（標高727m）にその源を発し、○○県東濃地方を西流し、○○県○○市付近で濃尾平野に出て、○○市北部から西部を迂回しながら伊勢湾に注ぐ典型的な都市河川である。

○○川の治水計画は、河道の整備、遊水地、ダム建設の3つの方法で計画されている。事例の地域は、この地域で河道が狭まっており、早急に堤防を嵩上げ強化し、河道を掘削し、洪水を安全に流下させることのできる河道を作る必要があるため、河川改修を進めているところである。



(2) 地域の概要

事例の存する地域は、○○川右岸区○○○町で、住宅密集した海抜形成している地域の中でも、比較的小工場も混在する地域で、街区及び好とは認められない標準的な画地住宅地域である。

そのため、用地買収を行った残地は、狭小となり、支障建物の合理的な移転先地となりえず、また、隣接地も住宅が密集しているため、残地内での移転は不可能であり、被収用者は、ほぼ全員が構外へ移転している。

6852

補償額の算定期例を
掲載し、補償の考
え方や計算方法を
例示しています。

[用地 7] 6852